

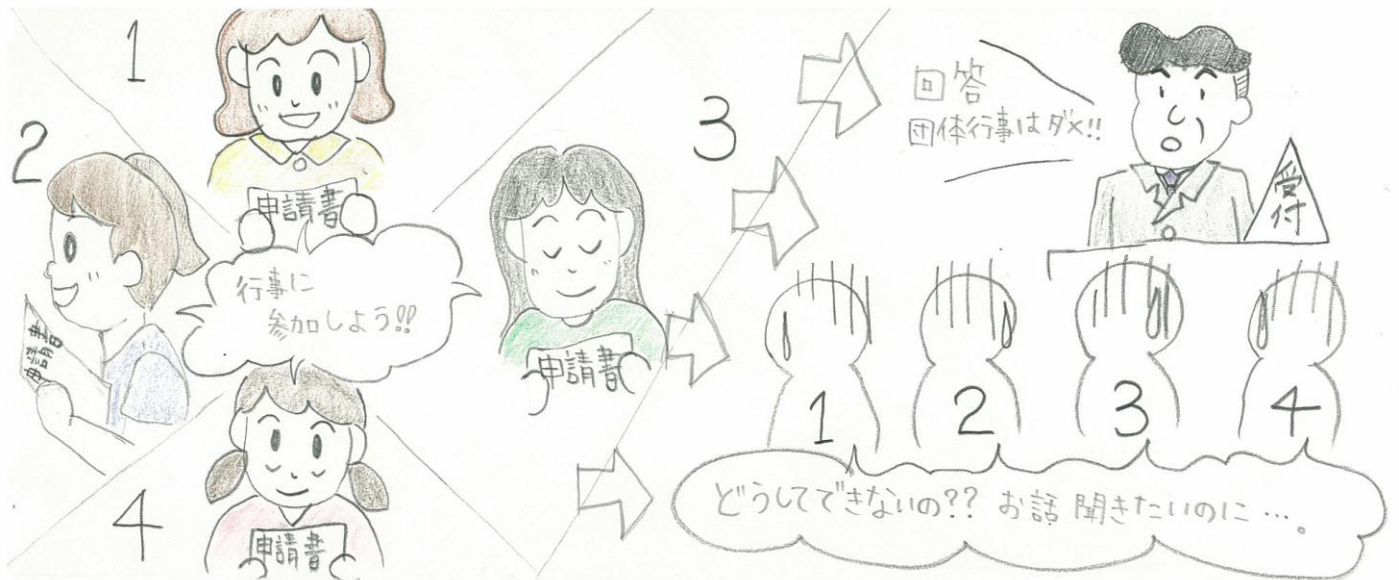
香川県ろうあ新聞

No.310



ホームページ <http://www.chosyocenter.com/roua/index.html>
発行所 社団法人香川県ろうあ協会 〒761-8074 香川県高松市太田上町 405-1
発行責任者：近藤 龍治 編集責任者：太田 裕之 2009年7月5日発行
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201 Eメール roua@chosyocenter.com
年間購読料 1,200円【1部100円】（郵送料共税込み 会員は会費の中に含まれる）

怒れ！ 高松市民



先月号に引き続いて高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉員派遣事業）実施要綱について検証していきます。今回は、聴覚障害者団体が主催する行事への個人参加の手話通訳派遣を取り上げます。

6月10日付で高松市在住の4名が団体行事参加への手話通訳派遣が認められないことに対して高松市長宛に不服申立を行いました。

今回高松市長に対して提出した不服申立書は、P4～6に掲載しています。今後も派遣申請が認められなかった場合は、今回同様申請者から不服申立を行いますので、手話通訳派遣申請FAXや回答FAXは必ず保管して事務局までご相談下さい。

詳細はP4へ

高松市手話奉仕員派遣事業不服申立書

平成21年6月10日

高松市長 大西 秀人 様

不服申立人 住 所 高松市〇〇町
(所在地)

氏 名 〇〇〇〇 印

(年齢) 〇〇歳

FAX 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

わたしが行った手話奉仕員派遣申請に対する決定に対して、下記のとおり不服の申立てをします。

記

(1) 件 名 (内容)

平成21年5月13日付にて申請した高松市手話奉仕員派遣申請に対する不承認処分を取り消し、高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱の改善を求める。

(2) 通知を受けた年月日

平成21年5月14日付高松市身体障害者協会の派遣不可決定通知

(3) 派遣不可の理由

高松市手話奉仕員派遣事業では、団体主催行事への派遣は認められない。（派遣できるのは、学校行事等公的な機関のみ）

(4) 不服の内容

不服申立てにかかる処分は、聴覚障害者の健全な社会生活を営むことを阻害するものであり不当である。

今回の派遣申請は、日常生活を営む上で必要となる知識を学ぼうと聴覚障害者団体が主催して高松市保健所から講師を招き学習会が開催されるので参加したいと派遣申請をしたものである。聞こえる者は、いつでも必要な情報を聞くことができるが、聴覚障害者への情報提供については不十分な社会環境の中で聴覚障害者は自らが情報を得るためにこのような学習の場に参加して情報を得なければならない。

このような学習会への参加すら派遣を認めないとするなら、高松市は聴覚障害者に対する情報提供をきちんと整備して、聴覚障害者団体が主催しなくても十分な情報を提供すべきである。

高松市地域生活支援事業実施要綱第2条では、「事業の対象者は、市内に住所を有し、聴覚、言語機能等の障害により意思疎通を図ることに障害がある障害者であって、外出し次に掲げる行為をする場合に適当な意思伝達の仲介者が得られないもの（以下「聴覚障害者等」という。）とする。」また第2条(2)では、「市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加」と定められているにもかかわらず団体

主催行事には、個人派遣を認めないとする派遣不可理由は、根拠がない。

また、「高松市手話奉仕員派遣事業の派遣対象の取扱い等について」では、以下のように記載されている。

1. 個人に対する派遣について

個人に対する奉仕員の派遣対象は、社会生活上必要不可欠な用務であり、高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱第2条第2項各号に該当する場合を除き、次の表の区分に応じて、それぞれの派遣対象事項を定めるとおりとする。

今回の派遣申請は、高松市地域生活支援事業実施要綱第2条(2)に該当しており事務取扱い等も派遣不可の理由に該当しない。

実施要綱第2条に該当しないという理由が「市長が適当と認めない」ということであれば高松市保健所からの講師では学習内容が不適切という理由なののでしょうか？

高松市が実施している出前講座も不適切という理由に該当するのでしょうか？

市長が適当と認めるものへの参加とは、一体どんなものであれば適当と認められるのでしょうか？

聴覚障害者の自立と社会参加促進が目的である地域生活支援事業であるはずなのに、これでは聴覚障害者の自立や社会参加を著しく制限して、派遣事業を使わさないために要綱を定めているとしか思えません。

高松市民である聴覚障害者が安心して手話奉仕員派遣事業のサービスが受けられるようにご回答と実施要綱の改善を強く求めます。

要綱では、下記のとおり団体が主催する行事への個人参加は通訳を認めている。

第2条（2）市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加

派遣対象の取扱いでは、「実施要綱第2条第2項各号に該当する場合を除き、区分に応じて、それぞれの派遣対象事項に定めるとおりとする。」と定められている。

派遣を認めない根拠がないにも拘わらず、聴覚障害者団体が主催する行事への個人参加の通訳派遣を認めていない。年金問題での学習会（周知会）ですら市長は適当と認めなかった。

高松市長は、一体何を適当と考えているのだろうか？

区分表では、本当に最低限度の範囲しか認めておらず、社会参加を著しく阻害制限している。

| 区 分 | 派遣対象事項 |
|-----------------------------|--------------------------------|
| (1) 生命および健康の維持増進に関すること。 | 医療機関での診察、検査、投薬、手術等 |
| (2) 身体および財産に関する権利の保持に関すること。 | 官公署、裁判所、警察署等での手続、取調べ、裁判等 |
| (3) 労働および雇用に関すること。 | 就職、転職、勤務条件の確認、公共職業安定所等での相談・届出等 |

| | |
|----------------------|--|
| (4)住宅に関すること。 | 住宅申込手続、住宅の維持管理手続等 |
| (5)教育に関すること。 | 入学式・卒業式、PTA総会、教育相談、進路相談等 |
| (6)地域生活に関すること。 | 地域の総会・説明会等 |
| (7)冠婚葬祭に関すること。 | 結婚式（対象者が主催者等であるものに限る） 葬式等 |
| (8)社会活動への参加促進に関すること。 | 市が主催する社会活動への参加を促進する講座、研修会等（市が通訳者を設置する場合を除く。） |

この区分表に記載されていない事項は、全て市長が適当と認めなければ派遣されない。日常生活で手話通訳が必要になる場面は様々であり、このような区分表を設けること自体が聴覚障害者の社会参加を制限していると言える。区分表に記載されていない事項については、その都度市長の承認が求められるが、一体どんな基準になっているのか？派遣制度を使わせないための区分表なのかと疑いたくなる派遣対象の取扱いとなっている。

また、(8)社会活動への参加促進では、市が主催する行事でなければ聴覚障害者は、社会活動に参加を認められていない。社会活動への参加を市主催行事に限定するのは聴覚障害者の社会参加を制限するものであり基本的人権を著しく侵害している。

5月7日付で不服申立を行った申立人に6月11日付で高松市長から以下のとおり決定書が届きました。

主文：本件異議申立を却下する。

理由：本件申出による通訳日時は平成21年4月26日の11時から12時までであり、同年5月7日付け（同月8日高松市受付）の本件異議申立てが提起された時点においてすでにその通訳日時が経過していたことから、異議申立人が処分の取消しを求める利益を有しないことは明らかである。

よって、本件異議申立ては、不適法なものであることから、法第47条第1項により、主文のとおり決定する。

なお、異議申立人が要綱の改正を求めている部分については、陳情の趣旨と理解している。

また、6月10日付けで行った不服申立についての決定書も上記と同様な理由で却下の通知が届いております。

上記のことからも分かるように、通訳日時以前に異議を申立てをしないと却下されてしまい派遣を認めない理由が明確にならない。

今後は、速やかに異議申立を行い高松市の考え方を明らかにすると共に法律に照らし合わせて対応出来るように法律の専門家とも相談して進めて行きます。

次号も引き続き高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱について当法人が改善を求めている事項などの解説を行います。会員皆様方からのご質問やご意見を事務局（FAX 087-868-9201）までお寄せ下さい。